○徳島大学動物実験管理規則

平成２４年３月２１日

規則第４９号制定

目次

第１章　総則（第１条～第４条）
第２章　適用範囲（第５条）
第３章　組織（第５条の２～第６条の２）
第４章　動物実験等の実施（第７条・第８条）
第５章　施設等（第９条～第１４条）
第６章　実験動物の飼養及び保管（第１５条～第２３条）
第７章　安全管理（第２４条～第２５条の２）
第８章　教育訓練（第２６条）
第９章　自己点検、評価及び検証（第２７条）
第１０章　情報公開（第２８条）
第１１章　雑則（第２９条・第３０条）
附則

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、徳島大学（以下「本学」という。）における動物実験等の管理について必要な事項を定め、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う職員及び学生の安全確保の観点から、実験動物の飼養及び保管に係る管理運営体制の整備並びに動物実験等を適正に実施することを目的とする。

（法令等との関係）

第２条　動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成１８年環境省告示第８８号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成１８年文部科学省告示第７１号。以下「基本指針」という。）、動物の殺処分方法に関する指針（平成７年総理府告示第４０号）、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成１８年６月日本学術会議。以下「ガイドライン」という。）その他の法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（基本原則）

第３条　動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目

的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り実験動物に苦痛を与えない方法によって動物実験等を実施しなければならないことをいう。）を図り、適正に実施しなければならない。

２　実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「５つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施しなければならない。

（定義）

第４条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　動物実験等　実験動物を教育、試験研究、生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2)　飼養保管施設　実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設及び設備をいう。

(3)　実験室　実験動物に実験操作（４８時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。

(4)　施設等　飼養保管施設及び実験室をいう。

(5)　実験動物　動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又はは虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。

(6)　動物実験計画　動物実験等の実施に関する計画をいう。

(7)　動物実験実施者　動物実験等を実施する者をいう。

(8)　動物実験責任者　動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(9)　管理者　実験動物及び施設等を管理する部局（各学部、大学院各研究科、大学院各研究部、教養教育院、先端酵素学研究所、ポストＬＥＤフォトニクス研究所、フォトニクス健康フロンティア研究院、先端研究推進センター、バイオイノベーション研究所、研究支援・産官学連携センター又は病院をいう。）の長をいう。

(10)　実験動物管理者　実験動物に関する知識及び経験を有する本学の職員のうち、飼養保管施設において管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。

(11)　飼養者　実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(12)　管理者等　学長、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(13)　指針等　基本指針並びに厚生労働省及び農林水産省から示されている動物実験等の実施に関する基本指針並びにガイドラインをいう。

第２章　適用範囲

（適用範囲）

第５条　この規則は、本学において実施される哺乳類、鳥類及びは虫類の生体を用いるすべての動物実験等に適用する。

２　動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等するときは、委託等先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第３章　組織

（学長の責務）

第５条の２　学長は、最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管について統轄する。

２　学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備、並びに飼養保管施設及び実験室の承認、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価、外部の専門家による検証、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。

（動物実験委員会）

第６条　本学に、動物実験等の適正な実施に関し必要な事項について審査又は調査し、学長が責務を遂行するための報告又は助言を行うため、徳島大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第６条の２　動物実験を行う部局の長は、当該部局における動物実験の適正な実施に関し必要な事項について審査又は調査するため部局動物実験委員会を置く。

２　部局動物実験委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該部局が定める。

３　第１項の規定にかかわらず、部局が必要と認めるときは、複数の部局が共同して一の部局動物実験委員会を設置することができる。

第４章　動物実験等の実施

（動物実験計画の立案、審査、手続等）

第７条　動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を考慮して動物実験計画を立案し、動物実験計画書（別記様式第１号）を学長に申請し、承認を受けなければならない。

(1)　研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。

(2)　代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3)　実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成

績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4)　苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5)　苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等をいう。）を行う場合には、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。以下同じ。）の設定を検討すること。

2　動物実験責任者は、動物実験計画を変更するときは、改めて前項の動物実験計画書を学長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、動物実験実施者、実験動物種若しくは使用数又は遺伝子組換え動物の系統に限り変更するときにあっては、動物実験計画変更申請書（別記様式第２号）によるものとする。

3　学長は、動物実験責任者から動物実験計画書又は動物実験計画変更申請書の提出があったときは、委員会の審査を経て当該動物実験計画の承認の可否を決定し、動物実験責任者に通知するものとする。

4　動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を受けた後でなければ、動物実験等を行うことができない。

5　動物実験責任者は、動物実験計画を中止したときは、動物実験計画中止報告書（別記様式第３号）を学長に提出しなければならない。

6　動物実験責任者は、動物実験計画に基づく動物実験等を終了したときは、動物実験終了報告書（別記様式第４号）を学長に提出しなければならない。

7　動物実験責任者は、年度ごとに動物実験状況報告書（別記様式第５号）を学長に提出しなければならない。ただし、前２項の規定により動物実験計画中止報告書又は動物実験終了報告書を提出したときは、この限りでない。

8　学長は、前３項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて委員会の助言に基づき適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

（実験操作）

第８条　動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、動物実験等に関する法令、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守しなければならない。

(1)　適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2)　動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

イ　適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

ロ　実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮

ハ　適切な術後管理

ニ　適切な安楽死の方法の選択

(3)　安全管理に注意を払うべき実験（物理的又は化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、

病原体等及び遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。）については、関係法令等及び本学が定める規則等に従うこと。

(4)　物理的又は化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。

(5)　動物実験等の実施に必要な実験手技等の習得に努めること。

(6)　侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、動物実験等に関し豊富な経験を有する者の指導下で行うこと。

## 第５章　施設等

（飼養保管施設の設置）

第９条　管理者は、飼養保管施設を設置又は変更するときは、飼養保管施設設置（新規・変更）承認申請書（別記様式第６号）を学長に提出し、承認を受けなければならない。

２　学長は、管理者から飼養保管施設設置承認申請書の提出があったときは、委員会に調査を付託し、その助言に基づき当該飼養保管施設の承認の可否を決定し、その結果を当該管理者に通知するものとする。

３　管理者は、学長の承認を受けた飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせることができない。

４　学長は、実験動物の飼養及び保管の状況について管理者又は実験動物管理者から報告させ、必要な場合は、委員会の助言を受けて改善を指示するものとする。

（飼養保管施設の要件）

第１０条　飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造とすること。

(2)　実験動物の種類、生理、生態、習性等、飼養又は保管する数に応じた飼育設備を有すること。

(3)　床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4)　実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5)　臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。

(6)　実験動物管理者を置くこと。

（実験室の設置）

第１１条　管理者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置又は変更するときは、実験室設置（新規・変更）承認申請書（別記様式第７号）を学長に提出し、承認を受けなければならない。

２　学長は、管理者から実験室設置承認申請書の提出があったときは、委員会に調査を付託し、その助言に基づき当該実験室の承認の可否を決定し、その結果を当該管理者に通知するものと

する。

３　管理者は、学長の承認を受けた実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（４８時間以内の一時的保管を含む。）を行わせることができない。

（実験室の要件）

第１２条　実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2)　排泄物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。

(3)　常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。

（施設等の維持管理及び改善）

第１３条　管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

２　管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（施設等の廃止）

第１４条　管理者は、施設等を廃止するときは、施設等廃止届（別記様式第８号）を学長に提出しなければならない。

２　学長は、管理者より施設等廃止届の提出があったときは、委員会による施設等の調査を経て廃止を承認するものとする。

３　管理者は、施設等を廃止するときは、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

## 第６章　実験動物の飼養及び保管

（標準操作手順の作成及び周知）

第１５条　管理者及び実験動物管理者は、管理する飼養保管施設に係る実験動物の飼養保管マニュアルを定め、当該飼養保管施設を利用する動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第１６条　実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

（実験動物の導入）

第１７条　管理者は、実験動物の導入に当たっては、関係法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

２　実験動物管理者は、実験動物の導入に当たっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければ

ならない。

３　実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

（給餌及び給水）

第１８条　実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

２　実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにしなければならない。

（健康管理）

第１９条　実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の実験目的以外の傷害又は疾病を予防するため、実験動物の健康管理を行わなければならない。

２　実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合には、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

（異種又は複数の動物の飼育）

第２０条　実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一の飼養保管施設において飼養又は保管する場合には、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

（記録の保存及び報告）

第２１条　管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備及び保存しなければならない。

２　管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物種及び飼養数について、学長に報告しなければならない。

（譲渡等の際の情報提供）

第２２条　管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、当該実験動物の特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

（輸送）

第２３条　管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに人への危害を防止するための措置を講じなければならない。

## 第７章　安全管理

（危害防止）

第２４条　管理者は、実験動物が逸走した場合における実験動物の捕獲の方法をあらかじめ定めなければならない。

２　管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

３　管理者は、実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷等及びアレルギー疾患等の罹患に対する予防措置並びに発生時における必要な措置を講じなければならない。

４　管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、人への危害を防止するため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別に定めなければならない。

５　管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めなければならない。

６　実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない。

７　管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう必要な措置を講じなければならない。

（緊急時の対応）

第２５条　管理者は、地震、火災及び人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に講ずる措置の計画（緊急時対応マニュアル等）をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

２　管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護並びに実験動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

（人と動物の共通感染症の対応）

第２５条の２　実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

２　管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

## 第８章　教育訓練

（教育訓練）

第２６条　学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し次の各号に掲げる事項について所定の教育訓練を行わなければならない。

(1)　動物実験等に関する法令、指針等及び本学が定める規則等に関する事項

(2)　動物実験等の方法に関する基本的事項

(3)　実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項

(4)　安全確保及び安全管理に関する事項

(5)　人と動物の共通感染症に関する事項

(6)　その他適切な動物実験等の実施に関する事項

２　学長は、教育訓練の実施に当たり、委員会に必要な協力を求めることができる。

３　学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、保存しなければならな

い。

４　学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めなければならない。

第９章　自己点検、評価及び検証

（自己点検、評価及び検証）

第２７条　学長は、委員会に、基本指針への適合性及び飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年、自己点検及び評価を行わせるものとする。

２　委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

３　委員会は、管理者、動物実験責任者、実験動物管理者、飼養者等に、自己点検及び評価のための資料を提出させることができる。

４　学長は、自己点検及び評価の結果について、学外の専門家による検証を定期的に実施するものとする。

第１０章　情報公開

（情報公開）

第２８条　学長は、本学における動物実験等に関する情報（この規則、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検、評価、外部の専門家による検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報をいう。）を毎年１回公表するものとする。

第１１章　雑則

（準用）

第２９条　第４条第５号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

（雑則）

第３０条　この規則に定めるもののほか、動物実験等の適正な実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

２　徳島大学動物実験指針（平成元年６月３０日制定）は、廃止する。

３　この規則の施行前に学長の承認を受けている動物実験計画並びに飼養保管施設及び実験室は、この規則による承認を受けたものとみなす。

附　則（平成２５年３月１９日規則第６９号改正）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月１７日規則第４６号改正）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月１５日規則第６６号改正）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１月１６日規則第４４号改正）

この規則は、平成３０年３月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２８日規則第８９号改正）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月２５日規則第８０号改正）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日規則第９８号改正）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月１６日規則第６４号改正）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２０日規則第６７号改正）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月１７日規則第６５号改正）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年４月３０日規則第９号改正）

この規則は、令和７年５月１日から施行する。

別記様式第1号(第7条関係)

# 動物実験計画書

申請日（西暦）　　年　　月　　日

徳島大学長殿

＊受付番号

| | | | |
|---|---|---|---|
| 動物実験責任者氏名 | | 連絡先 | 所属部局 |
| | | | 分野 |
| 教育訓練受講日　（西暦）　　年　　月　　日 | | | 職名 |
| E-mail | | | @tokushima-u.ac.jp |
| 実験題目 | | | |
| 利用施設等 | □　飼養保管施設名　　室 | | |
| | 動物実験室の利用 | □　無し<br>□　有り（承認番号：　　実験室名：　　） | |
| | ※バイオイメージング研究で利用施設等の移動がある場合は以下を記入すること。 | | |
| | 第1利用施設等 | 第2利用施設等 | |
| | | | |
| 実験の種類 | □　一般研究　□　教育訓練　□　学生実習 | | |
| 動物実験を必要とする理由 | □　代替手段がない　□　代替では経費が大きすぎる<br>□　代替では精度が不十分　□　その他(　　) | | |
| 研究目的<br>不開示情報の有無<br>□　有　□　無<br>(選択項目に☑)<br>不開示情報と判断される語句を下線で示すこと。 | 1)　科学的目的 | | |
| | 2)　社会的意義と予想される成果 | | |
| | 3)　動物実験が必要な理由 | | |
| | 不開示情報の判断理由： | | |
| 特殊実験<br>不開示情報の有無<br>□　有　□　無<br>(選択項目に☑) | □　無し<br>□　感染実験　区分　□　ABSL1　□　ABSL2　□　ABSL3<br>□　化学発癌・重金属使用実験　種類　(　　)<br>□　放射性同位元素・放射線使用実験　核種・線種(　　)<br>□　遺伝子組換え動物実験<br>承認番号　第　　号<br>（西暦）　　年　　月　　日　～　（西暦）　　年　　月　　日<br>区分　□　P1A　□　P2A　□　P3A | | |
| | 遺伝子組換え動物系統名 | 特徴 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 不開示情報の判断理由： | | |
| 持ち込み材料<br>不開示情報の有無<br>□　有　□　無<br>(選択項目に☑) | □　無し　□　ウイルス等の感染性病原体　(　　)<br>□　培養細胞(動物種：　　)　□　癌細胞(動物種：　　)<br>□　組織ホモジュネート(　　)　□　その他(　　)<br>□　特別配合飼料(　□　市販　□　自家配合　滅菌方法：　　)<br>□　薬剤(薬剤名：　　) | | |
| | 不開示情報の判断理由： | | |
| 予想される苦痛のカテゴリー<br>(該当項目を☑) | □　A. 剖検により得られた組織若しくは屠場から得られた組織を用いた実験又は発育鶏卵等を用いた実験<br>□　B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんど又は全く不快感を与えないと思われる実験<br>□　C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレス又は痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験<br>□　D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレス又は痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験<br>□　E. 無麻酔下の脊椎動物に耐えうる限界に近い又はそれ以上の痛みを与えると思われる実験 | | |

＊印は記入しないで下さい。

＊受付番号

| | |
|---|---|
| 動物の苦痛軽減、排除の方法<br>(該当項目をすべて☑) | □ 1. 短時間の保定・拘束及び注射等軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。<br>□ 2. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。(薬剤名：　　)(投与量：　　)(投与経路：　　)<br>□ 3. 動物が耐え難い痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとる等の人道的エンドポイントを考慮する。<br>□ 4. その他(具体的に記入：　　) |
| 安楽死の方法<br>(該当項目をすべて☑) | □ 1. 麻酔薬等の使用(薬剤名：　　)(投与量：　　)(投与経路：　　)<br>□ 2. 炭酸ガス<br>□ 3. 中枢破壊(具体的に記入：　　)<br>□ 4. その他（具体的に記入：　　)<br>□ 5. 安楽死させない(その理由を記入：　　) |
| ケタミン等の麻薬類利用の有無 | □ 有　→　申請者氏名及び申請者の麻薬研究者免許番号：(　　)<br>□ 無 |

動物実験の期間等　　(マウス・ラットはSPF動物のみの利用となりますので、ご注意ください。)

・実験期間　　(西暦)　　年　　月　　日　～　(西暦)　　年　　月　　日(　　年　　ケ月)＊最長期間3年

・利用動物種(系統名)　：

・微生物学的品質　　：　□ SPF　　□ その他（具体的に記入：　　)

・利用予定総数(概数)　　：

・利用予定総数の算出根拠：

| | |
|---|---|
| 動物死体の処理方法<br>(該当項目を☑) | □ 1. 飼養保管施設の専用フリーザー<br>□ 2. 部局設置の専用フリーザー<br>□ 3. その他（具体的に記入：　　) |
| 実験方法<br>不開示情報の有無<br>□ 有　□ 無<br>(選択項目に☑)<br>不開示情報と判断される語句を下線で示すこと。 | |
| | 不開示情報の判断理由： |

・動物実験実施者(動物実験を実施する者を全員記入すること。)

| 氏名 | 職名 | 所属(分野) | 利用施設 | 教育訓練受講日 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | (西暦)　年　月　日 |
| | | | | (西暦)　年　月　日 |
| | | | | (西暦)　年　月　日 |
| | | | | (西暦)　年　月　日 |
| | | | | (西暦)　年　月　日 |
| | | | | (西暦)　年　月　日 |
| | | | | (西暦)　年　月　日 |

| | |
|---|---|
| 上記の実施者の中で自宅にてげっ歯類を飼養している者の有無 | □ 無し　□ ハムスター　□ ラット　□ マウス　□ モルモット<br>□ その他　(　　) |

＊委員会等使用欄

| | |
|---|---|
| 委員会判定 | □ 適　合　□ 不適合　　有効期限　(西暦)　年　月　日 |
| 学長承認欄 | 本計画を承認する。<br>承　認　日：　(西暦)　年　月　日<br>承認番号：　号　徳島大学長 |

別記様式第2号(第7条関係)

# 動物実験計画変更申請書

(西暦)　　年　　月　　日

| ＊受付番号 |
|---|

徳島大学長　殿

動物実験責任者

(所属部局)

(分　野)

(職　名)

(氏　名)

徳島大学動物実験管理規則第7条第2項の規定に基づき、承認番号：＿＿＿＿＿＿号の動物実験計画書を下記のとおり変更したいので申請します。

記

1　変更事項

(1)　動物実験実施者の変更

※　動物実験実施者を追加する場合は、教育訓練受講日を必ず記載すること。

| 動物実験実施者 | 職名 | 分野名 | 変更内容 | 教育訓練受講日 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | (西暦)　年　月　日 |
| | | | | (西暦)　年　月　日 |
| | | | | (西暦)　年　月　日 |
| | | | | (西暦)　年　月　日 |
| 上記の実施者の中で自宅にてげっ歯類を飼養している者の有無 | □　無　□　ハムスター　□　ラット　□　マウス　□　モルモット<br>□　その他(　　) | | | |

(2)　実験動物種又は利用数の変更

| 実験動物種 | 利用数 | 利用開始日 |
|---|---|---|
| | | (西暦)　年　月　日 |
| | | (西暦)　年　月　日 |
| | | (西暦)　年　月　日 |
| | | (西暦)　年　月　日 |
| 追加使用数の算出根拠 | | |
| 実験内容・方法の変更の有無　□　有　□　無　(有の場合は、具体的変更内容を記載) | | |
| 苦痛カテゴリー変更の有無　□　有　□　無<br>有の場合は、変更内容を記載　苦痛カテゴリー(　　)　から(　　)への変更<br>人道的エンドポイントの適用　□　有　□　無 | | |

(3)　遺伝子組換え動物の系統の変更

※徳島大学遺伝子組換え実験安全管理委員会の承認を得た上で、承認番号を記載すること。

| | |
|---|---|
| 遺伝子組換え動物名 | |

徳島大学遺伝子組換え実験安全管理委員会承認番号　　号

(4)　その他

2　変更理由

＊委員会等使用欄

| | |
|---|---|
| 委員会判定 | □　適　　合　　□　不適合 |
| 学長承認欄 | 本申請を承認する。<br>承　認　日：　(西暦)　　年　　月　　日<br>徳島大学長 |

＊印は記入しないこと。

別記様式第3号(第7条関係)

# 動物実験計画中止報告書

(西暦)　　年　　月　　日

| ＊受付番号 |
|---|

徳島大学長　殿

動物実験責任者
(所属部局)
(分野名)
(職　名)
(氏　名)

徳島大学動物実験管理規則第7条第5項の規定に基づき、承認番号：＿＿＿＿＿＿号の動物実験計画を下記のとおり中止しましたので報告します。

記

1. 実験を中止した日　　(西暦)　　年　　月　　日

2. 動物実験計画中止時の動物の有無　　□ 有　　□ 無
※有の場合は以下に理由を記載すること。

3. 実験動物種及び利用総数

4. その他

＊委員会等使用欄

| | |
|---|---|
| 学長受領欄 | 本報告書を受領した。<br>受 領 日 ： (西暦)　　年　　月　　日<br>受領番号： 第　　号<br>徳島大学長 |

＊印は記入しないこと。

年　月　日

# 動物実験の自己点検票

| | |
|---|---|
| 動物実験責任者 | 氏名：　　所属： |
| 実験計画承認番号 | |
| 研究課題 | |

| |
|---|
| 本年度に動物実験を実施したか。　□ はい　□ いいえ　（はいをﾁｪｯｸした場合のみ以下を記入） |

| 点検項目 | | 点検結果 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 実験は計画書に記載した場所で実施したか？ | □ Yes<br>□ No | |
| 2 | げっ歯類以外の動物の大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は専用の手術室で実施したか？ | □ Yes<br>□ No<br>□ 該当せず | |
| 3 | げっ歯類以外の動物の大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は無菌的に実施したか？ | □ Yes<br>□ No<br>□ 該当せず | |
| 4 | 侵襲性の高い大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は十分な知識と経験を有する者、あるいはその指導下で実施したか？ | □ Yes<br>□ No<br>□ 該当せず | |
| 5 | 麻酔および鎮痛処置を実施したか？ | □ Yes ／鎮痛・麻酔薬名を記入<br>【　　】<br>□ No | |
| 6 | 存命手術において、術後観察および必要に応じた術後管理（術野消毒、術後鎮痛、補液、抗生剤投与、保温など）を実施したか？ | □ Yes<br>□ No<br>□ 該当せず | |
| 7 | 苦痛度が高い実験において、人道的エンドポイントに沿った安楽死を実施したか？ | □ Yes<br>□ No<br>□ 該当せず | |
| 8 | 計画書に記載した安楽死法を採用したか？ | □ Yes ／安楽死法を記入<br>【　　】<br>□ No<br>□ 該当せず | |
| 9 | 実験目的以外の動物の傷害や疾病が発生した場合、適正な治療、措置（安楽死も含む）を実施したか？ | □ Yes<br>□ No<br>□ 該当せず | |
| 10 | 動物実験に際して、動物に起因する人の傷害や疾病（アレルギーを含む）の罹患はあったか？ | □ Yes ／傷害・疾病名を記入<br>【　　】<br>□ No | |

- 各項目で No をチェックした場合は、備考欄に理由を記入すること
- 項目5、8、10でYesをチェックした場合は、備考欄に具体的な名称等を記入すること

別記様式第4号(第7条関係)

# 動物実験終了報告書

報告日　(西暦)　　年　　月　　日

徳島大学長 殿

| *受付番号 |
|---|

| 動物実験責任者氏名 | | 連絡先 | 所属部局： |
|---|---|---|---|
| | | | 分野： |
| | | | 職名： |

| 承認番号 | | 実験期間 | (西暦)　　年　　月　　日 ～ (西暦)　　年　　月　　日 |
|---|---|---|---|
| 実験題目 | | | |
| 実験成果の概要<br><br>不開示情報の有無<br>□ 有 □ 無<br>(選択項目に☑)<br><br>不開示情報と判断される語句を下線で示すこと。 | | | |
| | 不開示情報の判断理由： | | |
| 業績等<br>(予定を含む) | | | |
| 動物実験終了時の動物の有無 | □ 有→<br><br>□ 無 | (「有」の場合は理由を記入) | |

| 本年度に動物実験を実施したか。 | □ はい　□ いいえ　(はいをﾁｪｯｸした場合のみ以下を記入) |
|---|---|

動物実験の実施状況の検証

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3Rに則って適正に行われたか | 動物の選択 | 利用した動物種は適正であったか。また動物を適正に用いたか。 | |
| | | □ 適<br>□ 不適 | 〈「不適」を選択した場合、詳細記入〉 |
| | 動物数の削減 | 利用動物数（動物実験利用数および繁殖数）の削減につとめたか。 | |
| | | □ 適<br>□ 不適 | 〈「不適」を選択した場合、詳細記入〉 |
| | 動物の苦痛軽減安楽死 | 動物の苦痛軽減、排除および安楽死を適正に行ったか。 | |
| | | □ 適<br>□ 不適 | 〈「不適」を選択した場合、詳細記入〉 |
| 施設等の利用 | | 飼養保管施設・飼育室及び実験室を適正に利用したか。 | |
| | | □ 適<br>□ 不適 | 〈「不適」を選択した場合、詳細記入〉 |
| 事故の発生 | | 事故の発生があったか。 | |
| | | □ 無<br>□ 有 | 〈「有」を選択した場合、詳細記入〉 |
| その他 | | | |

自己点検項目

| 点　検　項　目 | | 点検結果 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 実験は計画書に記載した場所で実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No | |
| 2 | げっ歯類以外の動物の大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は専用の手術室で実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 3 | げっ歯類以外の動物の大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は無菌的に実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 4 | 侵襲性の高い大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は十分な知識と経験を有する者、あるいはその指導下で実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 5 | 麻酔および鎮痛処置を実施したか。 | ☐ Yes ／鎮痛・麻酔薬名を記入<br>【　　】<br>☐ No | |
| 6 | 存命手術において、術後観察および必要に応じた術後管理（術野消毒、術後鎮痛、補液、抗生剤投与、保温など）を実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 7 | 苦痛度が高い実験において、人道的エンドポイントに沿った安楽死を実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 8 | 計画書に記載した安楽死法を採用したか。 | ☐ Yes ／安楽死法を記入<br>【　　】<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 9 | 実験目的以外の動物の傷害や疾病が発生した場合、適正な治療、措置（安楽死も含む）を実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 10 | 動物実験に際して、動物に起因する人の傷害や疾病（アレルギーを含む）の罹患はあったか。 | ☐ Yes ／傷害・疾病名を記入<br>【　　】<br>☐ No | |

- 各項目で No をチェックした場合は、備考欄に理由を記入すること
- 項目5、8、10でYesをチェックした場合は、備考欄に具体的な名称等を記入すること

＊　委員会等使用欄

| | |
|---|---|
| 学長受領欄 | 本報告書を受領した。<br>受 領 日：（西暦）　　年　　月　　日<br>受領番号：　　号　　徳 島 大 学 長 |

＊印は記入しないこと。

別記様式第5号(第7条関係)

# 動物実験状況報告書

報告日　(西暦)　　年　　月　　日

徳島大学長　殿

＊受付番号

| | | | |
|---|---|---|---|
| 動物実験責任者氏名 | | 連絡先 | 所属部局：<br>分野：<br>職名： |
| 承認番号 | | 実験期間 | (西暦)　年　月　日　～　(西暦)　年　月　日 |
| 実験題目 | | | |

本年度に動物実験を実施したか。　□ はい　□ いいえ (はいをチェックした場合のみ以下を記入)

動物実験の実施状況の検証

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3Rに則って適正に行われたか | 動物の選択 | 利用した動物種は適正であったか。また動物を適正に用いたか。 | |
| | | □ 適<br>□ 不適 | 〈「不適」を選択した場合、詳細記入〉 |
| | 動物数の削減 | 利用動物数(動物実験利用数および繁殖数)の削減につとめたか。 | |
| | | □ 適<br>□ 不適 | 〈「不適」を選択した場合、詳細記入〉 |
| | 動物の苦痛軽減安楽死 | 動物の苦痛軽減、排除および安楽死を適正に行ったか。 | |
| | | □ 適<br>□ 不適 | 〈「不適」を選択した場合、詳細記入〉 |
| 施設等の利用 | | 飼養保管施設・飼育室及び実験室を適正に利用したか。 | |
| | | □ 適<br>□ 不適 | 〈「不適」を選択した場合、詳細記入〉 |
| 事故の発生 | | 事故の発生があったか。 | |
| | | □ 無<br>□ 有 | 〈「有」を選択した場合、詳細記入〉 |
| その他 | | | |

自己点検項目

| 点　検　項　目 | | 点検結果 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 実験は計画書に記載した場所で実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No | |
| 2 | げっ歯類以外の動物の大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は専用の手術室で実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 3 | げっ歯類以外の動物の大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は無菌的に実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 4 | 侵襲性の高い大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は十分な知識と経験を有する者、あるいはその指導下で実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 5 | 麻酔および鎮痛処置を実施したか。 | ☐ Yes ／鎮痛・麻酔薬名を記入<br>【　　】<br>☐ No | |
| 6 | 存命手術において、術後観察および必要に応じた術後管理（術野消毒、術後鎮痛、補液、抗生剤投与、保温など）を実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 7 | 苦痛度が高い実験において、人道的エンドポイントに沿った安楽死を実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 8 | 計画書に記載した安楽死法を採用したか。 | ☐ Yes ／安楽死法を記入<br>【　　】<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 9 | 実験目的以外の動物の傷害や疾病が発生した場合、適正な治療、措置（安楽死も含む）を実施したか。 | ☐ Yes<br>☐ No<br>☐ 該当せず | |
| 10 | 動物実験に際して、動物に起因する人の傷害や疾病（アレルギーを含む）の罹患はあったか。 | ☐ Yes ／傷害・疾病名を記入<br>【　　】<br>☐ No | |

- 各項目で No をチェックした場合は、備考欄に理由を記入すること
- 項目5、8、10でYesをチェックした場合は、備考欄に具体的な名称等を記入すること

＊　委員会等使用欄

| | |
|---|---|
| 学長受領欄 | 本報告書を受領した。<br>受 領：（西暦）　　年　　月　　日<br>受領番号：　　号　　徳 島 大 学 長 |

＊印は記入しないこと。

別記様式第６号（第９条関係）

飼養保管施設設置（新規・変更）承認申請書

（西暦）　　年　　月　　日

徳島大学長　殿

＊受付番号

管理者

（職　名）

（氏　名）

徳島大学動物実験管理規則第９条第１項の規定に基づき、下記飼養保管施設の設置について申請します。

□　新規
□　変更　　承認番号：　　号

記

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 施設の名称 | | | | |
| 施設の管理体制 | 区　　分 | | 実験動物管理者 | 飼養者 |
| | 所属部局 | | | |
| | 職　　名 | | | |
| | 氏　　名 | | | |
| | 連 絡 先 | TEL | | |
| | | E-mail | | |
| | 関連資格 | | | |
| | 経験年数 | | | |
| 施設の概要 | 建物の構造<br>（例）鉄筋コンクリート造 | | | |
| | 空調設備等 | | | |
| | 飼養保管する実験動物種 | | | |
| | 飼養保管設備<br>（飼養ケージ等） | 規　格 | | |
| | | 最大収容数 | | |
| | 衛生設備（洗浄、消毒、滅菌等の設備） | 名　称 | | |
| | | 規　格 | | |
| | 逸走防止策<br>（ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖等） | | | |
| | 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響防止策 | | | |
| | 施設に入るに当たっての更衣の有無 | | □　有　　□　無 | |
| | 施設の衛生管理状態<br>（臭い及び害虫（ネスミ、ゴキブリ等）の侵入経路の遮断の有無を考慮し５ランクで自己評価すること。） | | 良←　　→不良<br>□ 5　□ 4　□ 3　□ 2　□ 1 | |
| 特記事項<br>（例）化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等 | | | | |

＊　委員会等使用欄

| | |
|---|---|
| 委員会調査 | 調 査 日：　（西暦）　　年　　月　　日<br>調査結果：　□　適合（□改善後、利用開始すること。）　□不適合<br>意 見 等： |
| 学長承認欄 | 本申請を承認する。<br>承 認 日：　（西暦）　　年　　月　　日<br>承認番号：　第　　号　　徳島大学長 |

＊印は記入しないこと。

添付資料

1）施設の位置を示す地図

2）施設の平面図

別記様式第７号（第１１条関係）

実験室設置（新規・変更）承認申請書

（西暦）　　年　　月　　日

徳島大学長　殿

| ＊受付番号 |
|---|

管理者

（職　名）

（氏　名）

徳島大学動物実験管理規則第１１条第１項の規定に基づき、下記実験室の設置について申請します。

□　新規
□　変更　　承認番号：　　号

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 実験室の名称 | | | |
| 実験室の管理体制 | 区　　分 | | 実験室管理者（講座主任等） |
| | 所属部局 | | |
| | 職　　名 | | |
| | 氏　　名 | | |
| | 連 絡 先 | TEL | |
| | | E-mail | |
| 実験室の概要 | 実験室の面積 | | ㎡ |
| | 実験に使用する実験動物種 | | |
| | 実験に使用する動物の概数 | | |
| | 遺伝子組換え動物の有無 | | □　有　□　無 |
| | 実験設備（特殊装置の有無等） | 名　称 | |
| | | 規　格 | |
| | 逸走防止策（前室の有無、窓や排水口の封鎖等） | | |
| | 清掃及び消毒への対応（清掃等が容易な構造となっているか） | | |
| | 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響防止策 | | |
| 特記事項（例）化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等 | | | |

＊　委員会等使用欄

| | |
|---|---|
| 委員会調査 | 調 査 日：　（西暦）　　年　　月　　日<br>調査結果：　□適合（□改善後、利用開始すること。）　□　不適合<br>意 見 等： |
| 学長承認欄 | 本申請を承認する。<br>承 認 日：　（西暦）　　年　　月　　日<br>承認番号：　第　　号　　徳島大学長 |

＊印は記入しないこと。

添付資料

１）実験室の位置を示す地図
２）実験室の平面図

別記様式第８号（第１４条関係）

施設等廃止届

（西暦）　　年　　月　　日

徳島大学長　殿

＊受付番号

管理者
（職　名）
（氏　名）

徳島大学動物実験管理規則第１４条第１項の規定に基づき、下記施設等の廃止について届け出ます。

記

| | | |
|---|---|---|
| 廃止する施設又は実験室の名称 | | |
| | | 承認番号：第　　号 |
| 実験動物管理者又は実験室管理者 | 所属部局 | |
| | 職　　名 | |
| | 氏　　名 | |
| | 連 絡 先 | |
| 廃止日 | | （西暦）　　年　　月　　日 |
| 廃止後の利用予定 | | |
| 廃止時に残存する飼養保管動物の措置<br>（施設の場合のみ記載） | | 残存飼養保管動物の有無<br>□　有　　□　無<br>有の場合の措置： |

＊　委員会等使用欄

| | |
|---|---|
| 委員会意見 | |
| 学長承認欄 | 本申請を承認した。<br>承 認 日：　（西暦）　　年　　月　　日<br>承認番号：　第　　号　　徳島大学長 |

＊印は記入しないこと。